

平成30年6月4日（月曜日）

議 事 日 程

平成30年6月4日 午前10時00分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第19号から議案第22号まで
- 議案第19号 舟橋村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件
- 議案第20号 専決処分の承認を求める件
- 議案第21号 平成30年度舟橋村一般会計補正予算（第1号）
- 議案第22号 平成30年度舟橋村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第4 報告第1号 平成29年度舟橋村繰越明許費繰越計算書の件
（提案理由の説明）
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（8名）

- | | | |
|----|----|------|
| 1番 | 田村 | 馨君 |
| 2番 | 杉田 | 雅史君 |
| 3番 | 吉川 | 孝弘君 |
| 4番 | 森 | 弘秋君 |
| 5番 | 明和 | 善一郎君 |
| 6番 | 川崎 | 和夫君 |
| 7番 | 竹島 | 貴行君 |
| 8番 | 前原 | 英石君 |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職・氏名

村	長	金	森	勝	雄	君				
副	村	長	古	越	邦	男	君			
教	育	長	高	野	壽	信	君			
総	務	課	長	松	本	良	樹	君		
生	活	環	境	課	長	吉	田	昭	博	君
会	計	管	理	者	田	中	勝	君		
代	表	監	査	委	員	吉	川	良	二	君

職務のため出席した事務局職員

事	務	局	長	前	原	靖
---	---	---	---	---	---	---

午前10時00分 開会

開 会 の 宣 告

○議長（川崎和夫君） ただいまの出席議員数は8人です。定足数に達しておりますので、平成30年6月舟橋村議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

○議長（川崎和夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

1番 田 村 馨 君

2番 杉 田 雅 史 君

を指名します。

会 期 の 決 定

○議長（川崎和夫君） 日程第2 会期の決定について議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月14日までの11日間とし、審議終了までとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月14日審議終了までとすることに決定しました。

議案第19号から議案第22号まで及び報告第1号

○議長（川崎和夫君） 日程第3 議案第19号 舟橋村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件、議案第20号 専決処分の承認を求める件、議案第21号 平成30年度舟橋村一般会計補正予算（第1号）、議案第22号 平成30年度舟橋村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、日程第4 報告第1号 平成29年度舟橋村繰越明許費繰越計算書の件、以上5件を一括議題とし、提

案理由の説明を求めたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎和夫君） ご異議なしと認めます。

したがって、日程第3 議案第19号から議案第22号まで及び日程第4 報告第1号、以上5件を一括議題とし、提案理由の説明を求めることに決定いたしました。

（提案理由の説明）

○議長（川崎和夫君） 提案理由の説明を求めます。

村長 金森勝雄君。

○村長（金森勝雄君） おはようございます。

本日、平成30年6月定例村議会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、公私とも大変ご多忙の中ご出席賜り、深く感謝申し上げます。

本定例会に提案いたしました案件に先立ちまして、所信の一端を申し上げます。

本村の総合戦略に掲げます「子育て共助のまちづくりモデルエリア整備事業」の進捗状況についてであります。

ご承知のとおり、本事業は、京坪川河川公園、認定こども園、そして子育て支援賃貸住宅から構成します「モデルエリア」において、それぞれの事業者がビジネスベースでコミュニティの形成事業を展開いたしまして、「子育て世代の転入促進」と「出生率の向上」を図ることが目的であります。

そして、当該事業者の選定に当たっては、それぞれの事業者が持っているノウハウを活用するとともに、効率的かつ効果的な事業を展開する目的から、公募型プロポーザル方式を採用しております。

当該方式を採用いたしまして、平成27年度には京坪川河川公園の設計・施工・管理事業者並びに保育園の運営事業者をそれぞれ選定いたしまして、各事業者との協議をもとに、平成29年7月に公園を、今年4月には認定こども園を供用開始いたしました。

一方、子育て支援賃貸住宅につきましては、昨年10月にプロポーザルの公募を行い、県内外から7業者のエントリーをいただきました。今年2月には有識者6名による審査会を開催し、先月1日には優先交渉権者として選定された「積水ハウス株式会社富山営業所」と基本協定を締結したところであります。

これにより、モデルエリアの施設整備に関しては一定のめどがついたところでありま

す。今後、整備後の運営に当たっては、施設ごとに運営事業者を選定しまして、それぞれの契約に基づいて運営を行ってまいります。

また、モデルエリアの魅力度を高めるとともに、子育て支援に係る取り組みを遂行していくためには、各施設の複合的な活用によって機能の相乗効果を高めていくことも欠かせないことでもありますから、今年度は、各施設を一体的に運営するマネジメント組織をつくり上げ、当該マネジメント組織を調整、牽引していくプレーヤーをプロポーザル方式により選定してまいります。

一方、子育て支援賃貸住宅につきましては、平成31年10月の供用開始に向け、入居者の募集方法や入居に係る諸条件等について、今年度内にまとめることとしております。また、当該事業には、地域優良賃貸住宅に係る国の補助金を受けており、入居条件等には国で定めた制限がありますから、本事業の遂行に当たっては、県の窓口や国土交通省をはじめとする関係機関と連携、協議のもとに、円滑に事業を進めてまいります。

また、当初予算に計上いたしました地方創生推進交付金事業では、スマートフォンアプリを活用したお母さん同士のコミュニティづくりを目的とした「ICT子育てコミュニティ推進事業」及び造園業者、認定こども園運営事業者や村内の子育て支援団体のコミュニティ醸成支援を目的とした「既存地域活動団体のコミュニティ醸成支援事業」を継続して実施いたしまして、さらに子育て共助のまちづくりを深化させてまいります。

次に、平成27年度から平成31年度までの5カ年計画として策定した総合戦略に基づき、事業施策を展開してまいりました本村の地方創生事業は、今年4年目を迎えて、最終的な造形が求められている大変重要な年であると認識いたしております。

そのために、これまでの成果と課題を整理いたしまして、目標年度である平成31年度のKPI、1つには「5年間、40世帯の子育て世代の転入」、2つ目には「年間出生者数30人」、3つ目には「本村をフィールドにした新しい仕事づくり」の達成に向け努めてまいりますので、議員各位のご理解とご支援をお願いいたします。

それでは、本日提案いたしております案件について、ご説明申し上げます。

議案第19号 舟橋村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件につきましては、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正され、放課後児童支援員の資格要件が拡大されたため、所要の改正を行うものであります。

議案第20号 専決処分の承認を求める件につきましては、地方自治法第179条第

1項の規定により条例案件6件及び予算案件4件を専決処分いたしましたので、同条第3項により承認を求めるものであります。

議案第21号 平成30年度舟橋村一般会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ1,792万5,000円を追加し、予算の総額を17億6,925万5,000円とするものであります。

今回の補正は、改正総合支援法対応システム改修に係る経費109万円、経営体育成支援事業補助金79万8,000円、農業共同経営体支援補助金184万4,000円、国の内示額に合わせ、社会資本総合整備事業交付金に係る事業費1,302万3,000円等を追加するものであります。

その財源といたしましては、国庫支出金626万6,000円、県支出金89万6,000円、前年度繰越金633万1,000円及び公共事業等債430万円を充当しております。

議案第22号 平成30年度舟橋村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ330万円を追加し、予算の総額を1億2,940万9,000円とするものであります。

今回の補正は、国の補助内示額に合わせ、第1水源地耐震化に係る工事費330万円を追加するものであります。

その財源といたしましては、簡易水道等施設整備費国庫補助金を84万1,000円、簡易水道拡張整備事業債を240万円及び繰越金5万9,000円を充当しております。

報告第1号 平成29年度舟橋村繰越明許費繰越計算書の件につきましては、一般会計で事業件数2件、事業費2,851万円を明許繰り越しいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、何とぞ慎重審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（川崎和夫君） 提案理由の説明が終わりました。

散 会 の 宣 告

○議長（川崎和夫君） 以上をもって本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

午前10時13分 散会